

公的年金を受給している方へ

市・道民税のお知らせ

65歳未満の方は年金分の市・道民税を給与から特別徴収します

平成21年度は、65歳未満の方で公的年金等の所得と給与所得があった方は、それぞれにかかる市・道民税を別々に納めてもらっていましたが、法律が見直され平成22年度以降は、公的年金等の所得にかかる市・道民税を給与所得にかかる市・道民税に加算して特別徴収することになりました。

なお、普通徴収(納付書や口座振替)で納めたい方は、所得税の確定申告をする際に、申告書第2表住民税に関する事項で徴収方法を「自分で納付(普通徴収)」を選択することで、市・道民税も普通徴収に変更することができます。

	給与にかかる市・道民税 (特別徴収の場合)	年金にかかる市・道民税
平成20年度以前	給与分と年金分を合わせて給与から特別徴収	
平成21年度	特別徴収	普通徴収(個人で納付)
平成22年度以降	給与分と年金分を合わせて給与から特別徴収	
所得税の確定申告で、自分で納付を選択した場合	特別徴収	普通徴収(個人で納付)

65歳以上の方の公的年金等にかかる税額は、これまでどおり給与所得にかかる税額に加算して特別徴収することはできません。

平成22年度の仮徴収は

▶平成21年度の市・道民税を公的年金から特別徴収で納めた方

今年の2月に特別徴収した額と同額を4・6・8月に支給される年金から仮徴収し、平成22年度の市・道民税が決定した後に、年税額から仮徴収した額を差し引いた残りの額を10・12月、翌年の2月に支給される年金から3回に分けて本徴収します。

4月	6月	8月	10月	12月	2月
特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
各月、前年度の2月と同額			各月、年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1		

▶新たに市・道民税を公的年金から特別徴収で納める方

(平成21年度途中で税額変更等により特別徴収の対象となくなった方を含む)

年税額のうち、6・8月分を普通徴収(納付書・口座振替による納税)で納め、10・12月、翌年の2月に特別徴収します。

6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収		特別徴収		
各月、年税額の4分の1		各月、年税額の6分の1		

問合せ先 市税務課市民税係